

練馬区重症心身障害児（者）等 在宅レスパイト事業

在宅レスパイト事業とは

重症心身障害児(者)等の健康の保持と在宅で介護する家族の介護負担の軽減を図ることを目的として、自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、介護者であるご家族が行っている医療的ケア等を一定時間代替する事業です。

利用者

つぎの1～5 すべてに該当する方が対象になります。

- 1 区内に住所を有する方
- 2 ①か②のどちらかに該当する方
 - ①18歳に達するまでに愛の手帳1度または2度程度の知的障害および身体障害者手帳1級または2級程度の身体障害（自ら歩くことができない程度の肢体不自由に限る。）を有するに至った方
 - ②日常生活を営むために別表に規定するいずれかの医療的ケアを要する状態にある18歳未満の方
- 3 家族等による在宅介護を受けて生活している方
- 4 訪問看護により医療的ケアを受けている方
- 5 現在利用している訪問看護事業所が当事業について区と契約をしていること。

サービス内容

自宅に訪問看護事業所から看護師・准看護師を派遣し、ご家族が日頃行っている医療的ケア（人工呼吸管理、経管栄養等）や療養上の世話（食事介助、排泄介助、体位交換等）を家族に替わって提供します。調理、洗濯など家事の援助や入浴、外出を伴う介護は行えません。

派遣時間

1回につき2時間～4時間まで、30分単位での利用となります。

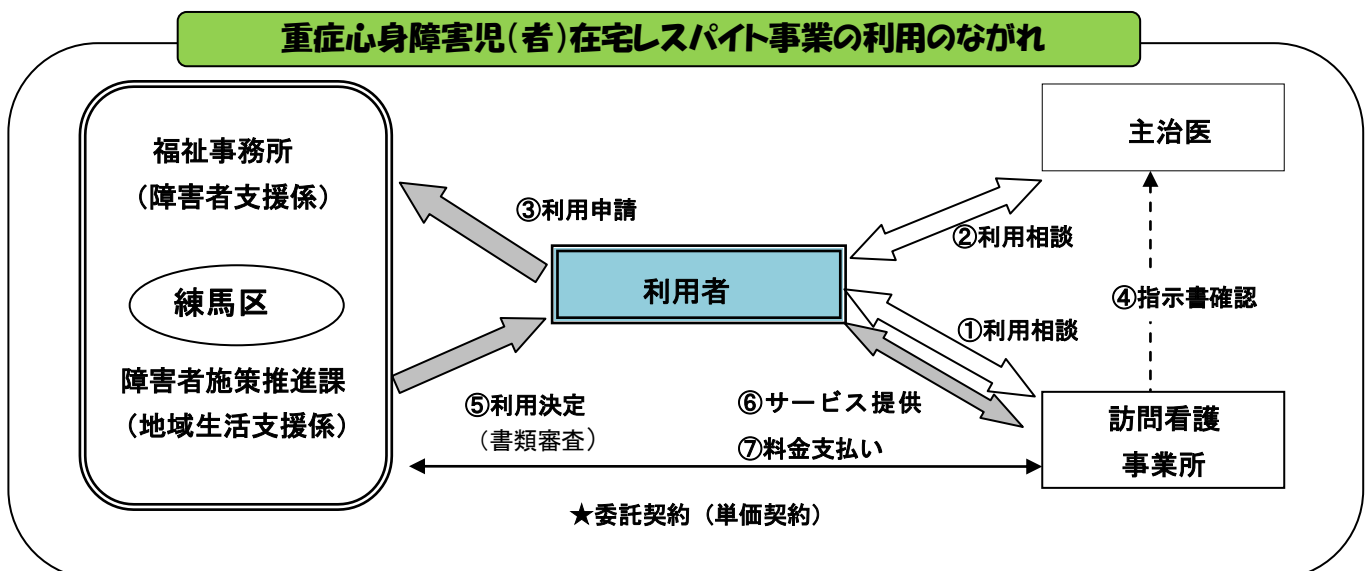
派遣回数

利用者1人につき1年度の間に24回を越えない範囲で月4回を上限とします。

利用者負担

利用者の世帯収入に応じた自己負担あります。

※ 安全にサービスを提供するため、現在、利用者本人に訪問看護を提供している事業所のみの利用となります。



利用方法について

受付

- ① まず主治医と現在利用している訪問看護事業所に、在宅レスパイト事業の利用を希望していることを伝え、了承を得てください。
- ② 利用の申請は、**お住まいの総合福祉事務所障害者支援係**がお受けします。

利用申請書の提出

利用登録

- ① 区職員が、利用申請書の内容および利用者負担額を決定するために、住民税額を確認します。
- ② 提出書類等の確認後、**障害者施策推進課地域生活支援係**から「利用決定通知書」または「利用不承認通知書」が届きます。

区と事業所の委託契約を確認

予約

- ① **訪問看護事業所**で利用決定通知書を提示し、利用内容や日程等を確認してください。
- ② 他のサービスとの重複や利用回数、時間の調整をして利用日時を決めます。
※ やむを得ず予約を変更する際は、速やかに訪問看護事業所にご連絡ください。
キャンセル料が発生する場合があります。

サービス利用

事業所へ利用料支払い

利用者負担の支払い方法は、訪問看護事業所によって異なりますのでご確認ください。

費用（1回あたり）				
2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間
15,000円	18,750円	22,500円	26,250円	30,000円

費用

区分	世帯の収入状況	利用者負担額(1回あたり)				
		2時間	2時間 30分	3時間	3時間 30分	4時間
生活保護	生活保護受給世帯	0円	0円	0円	0円	0円
低所得	区民税非課税世帯	0円	0円	0円	0円	0円
一般1	区民税課税世帯 (障害者の場合) 所得割16万円未満	370円	460円	550円	640円	740円
		区民税課税世帯 (障害児の場合) 所得割28万円未満	180円	220円	270円	310円
一般2	上記以外		1,500円	1,880円	2,200円	2,630円

※ 所得を判断する際の世帯の範囲は、つぎのとおりです。

障害者（18歳以上）：障害者本人とその配偶者・障害児：保護者の属する住民基本台帳での世帯

別表

①	人工呼吸器管理 ※1
②	気管内挿管、気管切開
③	鼻咽頭エアウェイ
④	酸素吸入
⑤	6回/日以上の高頻回の吸引
⑥	ネブライザー 6回/日以上または継続使用
⑦	中心静脈栄養(IVH)
⑧	経管(経鼻・胃ろう含む。)
⑨	腸ろう・経管栄養
⑩	継続する透析(腹膜灌流を含む。)
⑪	定期導尿(3回/日以上)※2
⑫	人工肛門

※1 毎日行う機械的気道加圧を要するカフマシン・NIPPV・CPAPなどは人工呼吸器に含む。

※2 人工膀胱を含む。

【問い合わせ】 障害者施策推進課 地域生活支援係 03-5984-1043